

■ 地域公共交通網形成計画の策定について

1 地域公共交通網形成計画とは

- (1) 地域公共交通活性化再生法（以下「法」という。）の改正（平成26年5月21日公布、公布から6か月以内に施行）により、これまでの地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）に代わり、策定が求められることとなったもの
- (2) 地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの

2 本市の公共交通に関する計画

- (1) 市全体の公共交通の充実に向けた具体的内容と実現方策を示す「清須市地域公共交通戦略（以下「戦略」という。）」と、戦略のうちコミュニティバスに関わる部分を抽出した「連携計画」を、それぞれ平成21年3月に策定している。
- (2) 戦略及び連携計画の計画期間は、平成26年度末までであり、今年度中に次期計画を策定する必要がある。また、今般の法改正により形成計画とする必要がある。

3 形成計画と連携計画の違い

(1) 連携計画に追加する事項

- ①コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- ②地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

(2) 形成計画は、国が策定する基本方針に合致している必要がある。

- 基本方針（予定）
- ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
 - ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 - ④広域性の確保
 - ⑤住民の協力を含む関係者の連携
 - ⑥具体的な可能な限り数値化した目標設定

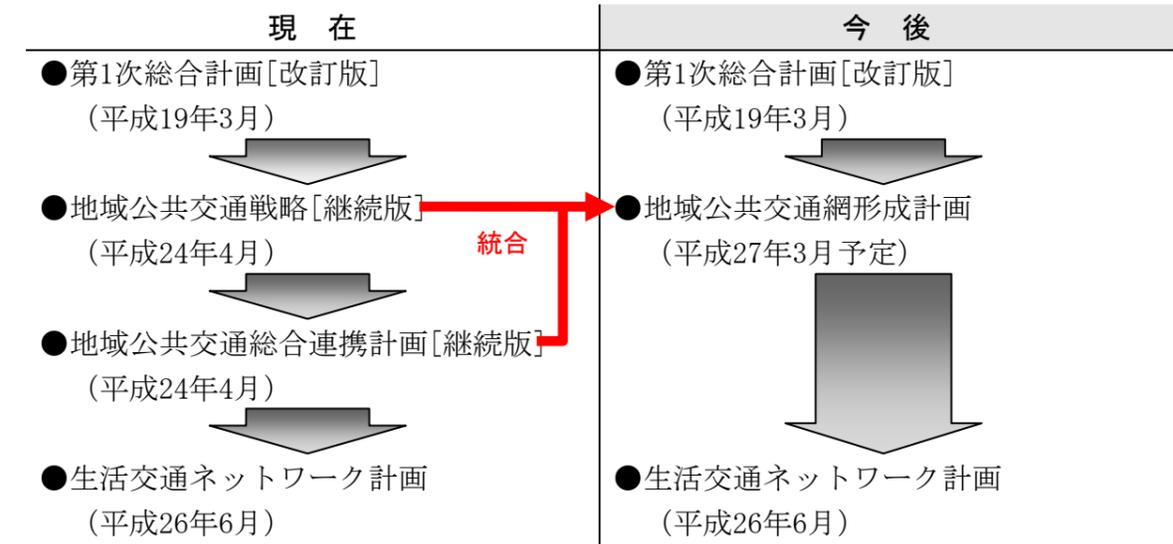
○連携計画が、上記(1)及び(2)に合致していれば、そのまま形成計画として定めることができる。

⇒本市の戦略は、市全体の公共交通の充実に向けた具体的内容と実現方策を示すものであり、基本方針に概ね合致していると考えられる。

4 形成計画策定方針

戦略を基本にして、現状を踏まえた内容の改訂・充実等を図る。

5 形成計画の位置付けについて



6 形成計画の骨子(案)

別紙【資料3】のとおり

7 今後のスケジュール(案)

時期	内容
平成26年10月上旬	第1回専門部会 ・計画骨子案について ・利用促進策について
10月上中旬	利用促進策照会
11月下旬	第2回専門部会 ・計画に位置付ける利用促進策(案)について ・アンケート結果の分析とそれに基づく課題の整理について ・計画に定める数値目標について
12月中旬	第3回専門部会、第2回地域公共交通会議 ・計画素案について
12月下旬～	パブリック・コメント開始
平成27年1月下旬	パブリック・コメント終了
2月中旬	第3回地域公共交通会議 ・形成計画決定
4月1日	形成計画開始

